

川崎市立中原中学校中原会規約

第1章 総 則

- 第 1 条 この会は、川崎市立中原中学校「中原会」(以下、中原会)と称し、昭和43年に事務局を川崎市立中原中学校内(川崎市中原区小杉陣屋町1-24-1)に置く。団体の所在地を副会長宅におく。
- 第 2 条 会員の範囲は、川崎市立中原中学校創立以来の旧実行委員及び地区委員と学校関係者とする。
- 第 3 条 歴代の学校長は名誉会員とする。

第2章 目的 と 事業

- 第 4 条 中原会は、川崎市立中原中学校の教育の振興と地域社会の発展に寄与し、併せて会員の親睦を図ることを目的とする。
- 第 5 条 中原会は、川崎市立中原中学校の教育の振興を図るため、環境の改善整備に努めるとともに会員の親睦会、慶弔等に関する事項等を行うものとする。

第3章 役 員

- 第 6 条 役員は次の通りとする。
会 長 1 名 副会長 若干名 会計 若干名(書記を兼ねる)
- 第 7 条 役員を選出は選考委員会で行う。
- 第 8 条 本会の運営のために各地区 1 名と現 PTA 役員及び学校職員 1 名を幹事とする。

第4章 会 議

- 第 9 条 総会は定期総会として年 1 回開き、役員の変更、決算、行事その他のことを審議する。
- 第10条 会運営上の細則は、役員会において定め総会の承認を得るものとする。

第5章 会 計

- 第 11 条 この会の経費は、会費ならびに寄付金とする。
会費は年額 1,500 円とし、総会の時に納入するものとする。
会計年度は、総会当日から翌年総会前日までとする。

付 則

1. この規約は、平成 20 年 5 月 30 日から施行する。

昭和 46 年 6 月 2 日	一部改正
昭和 47 年 7 月 18 日	一部改正
昭和 50 年 5 月 21 日	一部改正
昭和 57 年 5 月 18 日	一部改正
昭和 59 年 6 月 27 日	一部改正
平成 4 年 4 月 1 日	一部改正
平成 15 年 5 月 30 日	一部改正
平成 20 年 5 月 30 日	一部改正

中原会事業

S44.5	体育館前の植樹	S62.11	「中原会」20 周年・記念品
S45.3	正面玄関築山築造の援助	S63.3	創立 40 周年格技室落成
S46.5	体育館への額縁寄贈	H7.11	創立 50 周年記念バザー参加
S52.10	創立 30 周年記念事業参加	H9.10	〃 記念ミニバザー参加
S55.7	新校舎落成記念	H9.11	創立 50 周年記念事業参加
S61.3	体育館落成記念	H19.6	「中原会」40 周年・記念品